

全労済協会だより

vol.33

CONTENTS

- **全労済協会・理事長就任のご挨拶** 1
去る9月14日(月)開催の第121回理事会において、高木剛新理事長が選出されました。高木新理事長の就任のご挨拶です。
- **「地域社会研究会」を設置** 2
2009年9月から新たに設置した研究会の概要をご紹介します。
- **2007年度公募委託調査採用研究シリーズ①**
基本テーマ〈社会連帯の再構築〉
「NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究」... 3
認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤志保氏、事務局次長 林大介氏による共同研究の報告書の概要です。
- **『実りあるセカンドライフをめざして』**
(2009年改訂版)のご紹介 5
- **スキルアップ研修会開催 ～第3回目のテーマは「税金」～** 5
退職準備教育研修会の受講者サポートネットワーク会員に対するフォローアップ企画として、「スキルアップ研修会」を9月16日(水)に開催しました。
- **客員研究員による研究報告会を開催** 6
- **第120回理事会・第27回評議員会および第121回・122回理事会報告** 6
9月14日(月)に開催された理事会・評議員会の報告です。
- **コラム「暮らしの中の税④」** 7
当協会の「退職準備教育研修会」講師の税理士 関口邦興氏から、相続時精算課税制度の概要等について解説をしていただきました。
- **研究員の書棚から** 8
『物語(エピソード)で読み解く リスクと保険入門』(米山高生著 日本経済新聞出版社)
- **全労済協会からのお知らせ** 8
● 当面のスケジュール

全労済協会・理事長就任のご挨拶



新理事長 高木 剛

このたび、9月14日開催の全労済協会第121回理事会および第27回評議員会におきまして、理事長に選任され、就任いたしました。

グローバル化の進展や産業構造の転換、本格的な少子・高齢社会の到来、ライフスタイルの多様化などにより、わが国の経済・社会構造は大きく変化してきています。こうした変化の中で生じた国際金融危機と急激な景気後退により、これまで形成されてきた社会保障制度(年金・

医療・福祉)や税制、労働法制などの社会システムも大きな影響を受け、今日、生活者の観点に立った全般的な見直し・改革が求められています。

全労済協会では、こうした社会環境を踏まえ、少子・高齢社会のもとにおける勤労者の生活・福祉に関連するテーマを巡り、研究会活動やシンポジウムなどを通じて「シンクタンク事業」を一層発展させてまいりたいと考えております。あわせて、新公益法人制度改革への対応を進めつつ、相互扶助事業の見直しを図り、勤労者福祉の向上をめざした事業活動を総合的に展開することを通じて、豊かな福祉社会づくりに貢献してまいります。

つきましては、微力ではございますが、皆様方のご支援とご協力により、全労済協会の発展の為、最善の努力をいたす所存でおりますので、前任者同様格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。

「地域社会研究会」を設置

全労済協会では、9月より「地域社会研究会」(主査:岡崎昌之 法政大学現代福祉学部教授)を設置しました。本号では、その概要をご紹介します。

研究会の目的および設置の趣旨

全労済協会では、2008年度に「希望の持てる社会づくり研究会」を発足させ、若者も老人も未来に「希望の持てる社会」をつくるための研究を進めています。2009年度は、希望の持てる社会の基礎となる「地域社会」に焦点を当てた調査研究活動を強化することとし、本研究会を立ち上げることとした次第です。

本研究会では、地域社会活性化のため、地域おこしや地域コミュニティにおける人と人のつながりの再構築、それを支える地方行政・財政のあり方などについ

て、総合的に研究を進めることとします。そのため、各地で地域おこしや地域コミュニティづくりなどを実践している人々と、地域社会・経済の研究者の皆様方にご参加いただき、どうすれば元気な地域社会が形成されるのか、それを地域経済の活性化や雇用にどのようにつなげていくのか、その担い手をどのように作っていくのか等について研究を深めるとともに、今後の地域社会の活性化に向けた政策提起や具体化策などを明らかにすることとします。

第1回研究会の開催報告

2009年9月14日(月)に、第1回研究会を開催しました。第1回研究会では、本研究会の今後の進め方を方向づける観点から各委員より所信および問題意識を提起いただき、初回から以下のような白熱した議論が早くも交わされました。

今後、研究会を月1回程度開催することとし、各委員からの活動報告を基に議論を進めることとしました。研究成果は、2011年3月頃を目途に報告書にまとめる予定です。

▶ 第1回研究会(2009年9月14日(月)開催) ※詳細は次号にて報告予定

〈主な意見(抜粋)〉

- 本日は第1回ということもあり、各委員の問題意識や関心のあることを出していただきたい。
- 昭和30年代は、中山間地には力・資源があった。その後都市集中が進み過疎対策が講じられたものの、その画一化の弊害もあり地方の元気が失われた。
- 地方で幸せに暮らすことができ、生まれ故郷で死にたいとの住民の思いを大切にしたい。
- 都市型の福祉政策が、地方に人と人のつながりを形骸化させているのではないか。
- 地方交付税が削減されていくなか、「これでは住めない」と言うのと「では引っ越せばよい」との安易な考えが示されることがある。地域社会や地方財政の果たす役割を改めて明確にすべきだ。
- 海外に目を向ければ、例えばフランスでは、都会から地方に行く仕掛けが大きな流れとして作り出されており、地域社会が活性化している。
- 地方が自ら戦略的に取り組もうとすれば、公共サービスと財源を地方がデザインすることが必要だ。
- 当面、委員の皆さんのご専門や取り組んでおられる事業についてご発表いただく形で、当研究会を進めたい。

研究会委員のご紹介(敬称略)

(主査)

岡崎 昌之 : 法政大学現代福祉学部教授

(委員)※五十音順

青木 勝 : 長岡市山古志支所長

坂元 英俊 : 阿蘇地域振興デザインセンター事務局長

高端 正幸 : 新潟県立大学国際地域学部准教授

並河 信乃 : 拓殖大学地方政治行政研究所客員教授

林 美香子 : 慶應義塾大学大学院

システムデザイン・マネジメント研究科教授

山重 明 : 株式会社ノーザンクロス代表取締役

横石 知二 : 株式会社いとり代表取締役

2007年度公募委託調査研究シリーズ①**〈社会連帯の再構築〉****『NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究****「生きる価値の再構築」～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～』**

認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤志保
事務局次長 林 大介

2007年度の公募委託調査研究の募集テーマ「社会連帯の再構築」で採用された、認定特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター事務局長 加藤志保氏、事務局次長 林大介氏による『NPOにおける若者の就労支援に関する調査研究「生きる価値の再構築」～NPOで働く若者からはじまる市民社会の創造～』について、研究成果報告書の提出がありました。その要約を掲載します。今回ご紹介した報告は、研究報告誌として後日発行する予定です。

要約と提言**●調査研究の目的**

市民活動は、公と民の役割の整理、営利と非営利あるいは解体された地域の再構築など、あらゆる意味でのテコ入れや市民社会の創造のために、法人格を獲得したと言えよう。その一方、NPO法施行からの10年を振り返れば、個々の活動の展開に精一杯で、本来的な市民を広く巻き込んだ市民社会の創造に踏み込むことがこれからの課題である。

そうしたなか、国内の非営利活動・市民活動はボランティアによる無償の資源提供を中心に成り立ってきたが、法人格を持つことで職員を雇用する場となりつつある。

本調査は、1970年代生まれを中心とした20代後半から40代前半の年齢（就職氷河期を過ごし、フリーター・ニート等の新たな生態を輩出しているいわゆる「ロスジェネ世代」）で、NPO(Non Profit Organization)で働くことを生業とし生計を立てている者、つまり、本気で市民社会をつくりたいと願い、新たな活躍の場としてNPOに人生を投じ、NPOを働く場として選んだ若者、かつ、日本社会の転換に大きく力を担う年齢を迎えんとする若者たちが、何を考えどのような実態であるかを世に伝えることを目的とした調査である。徹底してヒアリングを中心に行い（NPOの活動に従事し生計を立てている29名それぞれに2時間近いヒアリングを実施）、2度にわたる座談会を開催し、また寄稿を求め、実態をあぶり出した。

●NPOの状況と調査結果の概要**〈NPO法制定から10年〉**

NPO法が制定されてから10年でNPO法人は37,368団体（2009年4月30日現在）。そのうち国税庁の厳しい認定基準をクリアし、税制優遇を受けられる認定NPO法人は93団体（2009年4月30日現在）

で、NPO法人全体の0.25%に留まっている。

定款に記載された活動分野（複数回答）は、保健・医療・福祉58%、社会教育46%、団体への連絡・助言・援助が45.6%となり、いずれも人に直接携わる分野が目立って多い。

また、新公益法人制度が2008年12月1日からスタートした。公益法人制度の改革により、すそ野は広がったが公益性における社会的価値を担保しうる団体か否かという点で、下がったハードルについては、議論が分かれるところだと言える。

〈NPO法人の財政規模〉

「NPOのヒロバ」（回答7,558法人）によると、NPO法人の財政規模は500万円未満が全体の64.4%と圧倒的に多く、1,000万円以上3,000万円未満が14.6%、500万円以上1,000万円未満が12.5%と続き、この3分類が全体の9割以上を占める。ある程度社会的インパクトのある活動が可能といえる3,000万円以上の財政規模の団体は8.5%、1,000万円以上でも23.1%にとどまっている。

〈NPO法人の雇用・収入状況〉

「NPOで働く若者の活動実態と生活意識」（第一生命経済研究所ライフデザイン研究本部副主任研究員北村安樹子氏）によると、NPO活動を通じて収入を得ている「有給従事者」（回答者のうち140人／76.9%）のNPOからの収入（平均年収）は約160万円、全体の約3分の2は年収200万円未満。「平成18年度「NPO法人の活動に関する調査研究」（経済産業研究所「NPO法人調査」2006年）によると、事務局スタッフ数ゼロが27.3%、1人19.1%、2人60.7%であり、常勤スタッフの平均給与（年間）は約166万円、200万円未満の団体が62.8%である。さらに、「NPO白書2007」

(山内直人・田中敬文・河井孝仁編)によると、NPO職員の平均月収は15.8万円、年収換算では189.6万円となる。

2008年度の民間企業の平均年収が430万円であることが2009年9月25日に発表されたが、相対的貧困の定義によると平均年収の5割以下(現時点で215万円)が貧困層であり、NPO法人で働くスタッフの平均給与は、貧困層に位置していると断言できる。

〈調査対象者の雇用・収入状況〉

調査対象とした人々が属する団体の予算規模は、「ある程度社会的インパクトを与えられる」層に属する予算規模3,000万円以上が7割。つまり、若者を雇用できる団体は、社会的インパクトを与えられる団体である、という読み替えも可能であろう。

常勤職員であることを条件にした調査のため、7割が、団体の活動の中心を担う代表、事務局長クラスであった。団体から得る給与平均は298万円で、4割が副業によって収入の平均額を361万円まで押し上げていた。30代と言えば自立した人生を送る年齢でもあり、家族を得、子どもを育てている者もいる。本来の就労時間以外で収入の4分の1を得る努力をせざるをえないことは、まさに「若いから」できるのであり、人間的な生活に程遠い、身を削っての生活である。

当然ながら、その雇用・待遇の状況について「仕事の中身に比して見合っていない」と多くは捉えている。仕事は多岐に及び、少人数で仕事を回している場合がほとんどで、広い見識と複数の仕事を柔軟に同時並行に進めるマルチな能力と、その活動特異の専門性を求められる場合もある。しかしマルチな能力であるがゆえに、たとえば履歴書等において資格ではないそれらをどのように伝えることができるのかという点では、NPOスタッフの能力の評価を図る指標はなく、対外的には認められにくいものになっている。

〈調査対象者の活動に対する思い〉

仕事あるいは活動に対する思いは、待遇に引きずられることはほとんどない。自らが社会を動かす、社会を変えんとする使命・目的を持って従事していることに誇りを持っている。その誇りに支えられて、市民活動の担い手が遠慮がちに待遇を受け入れている状況に、NPOが業界として甘え続けるならば、市民社会の創造は果てしなく難しいことであろう。

●提言など～NPO、市民活動社会実現に向けて～

私たちの調査はNPOを担い、従事する若者の生きざまを見せていただく調査だった。その中で報告として数値化・客観化が難しい部分もあるため、飛躍を感じられ

る提言となっていることを最初にお断りしておきたい。NPOにとっての課題では、スタッフの待遇は見てきた通りであり、それは単体の努力というよりは業界的な底上げが必要である。また、NPOが法施行後の歴史が短いため、自らのライフプランを立てるためのロールモデルの創出がこれからであること、かつそういった人材の育成の意識を市民活動の多くを担ってこられた団塊の世代に意識の変革を求める必要があることがあげられよう。そして、何よりも、この調査を終結させる提言として、社会が経済成長に代わる新たな価値として、市民のために市民の手によって自らの環境を構築も改善もなされていく社会の創造を目指すことへと転換している中で、NPO法が生まれた社会の必然性に立ち戻り、NPOにとっての特権的な提言ではなく、市民社会を望む社会全体としてとりくむべきことを最後に盛り込みたいと願い、「NPOで働く個人」「雇用するNPO団体」「NPO業界」そして「社会の取り組み」の観点に整理し、下記のようにまとめた。

(1)個人のマインドセット

- ①ミッションの明確化
- ②スキルの構築
- ③キャリアの積み上げ
- ④メンターをつくる、同志をつくる
- ⑤収入の計画性

(2)所属団体のとりくみ

- ①スキルの継承、相談体制
- ②スタッフひとりひとりが収入源を作りだす人材という意識
- ③社会制度の活用
- ④「文化的最低限度の生活を営む権利」の保障
- ⑤次のステップにつながるスキルを身につけるための投資
- ⑥経営者として

(3)NPOのセクターでの連帯してのとりくみ

- ①NPOにおける雇用の最低基準の形成
- ②NPO内の人材の交流と流動性
- ③ロールモデル、ヒーローの創出
- ④社会発信・啓発、当事者が声をあげていく実践

(4)社会全体での制度の再設計

- ①NPOの特権的制度構築ではなく、日本社会における公的セーフティネットの充実と、雇用水準の引き上げを図る
- ②産業構造の転換：多くの人の手を多様に用いる産業への転換…教育、医療、福祉、農業、漁業、林業等

『実りあるセカンドライフをめざして』(2009年改訂版)のご紹介

●退職準備教育研修会のテキストとして

全労済協会では、労働組合等における退職準備教育の普及・推進のためのインストラクター養成を目的として、産別、単組、支部等の役員・担当者を対象に、毎年2回(春・秋)、退職準備教育研修会を開催しています。

当研修会テキストとして使用する他、労働組合等からのご要望に応じて資料提供も行っており、近年、労働組合等が開催する研修会、ライフプランセミナー等でもご利用いただいています。

●セカンドライフの準備に向けて

サラリーマンにとって定年退職は、いつかは必ず訪れる人生の節目であり、同時に第2の人生のスタートでもあります。しかしながら、長寿社会において長期にわたる退職後の豊かな生活を送るためには、自らの人生をどう生きていくかについての基本的な考え方(生き方のデザイン)をもち、このライフデザインにもとづき、老後の生活設計(ライフプラン)をきちんと立てることが求められます。

継続雇用や就職・起業でまだまだ仕事を続ける人、地域コミュニティーなどでの社会貢献に生きる人、田舎暮らしやロングステイ・移住する人、趣味に生きる人と生き方は人により様々ですが、自分自身で豊かな退職後の生活を築いていくという意識を持つことが大切です。

●研修会、セミナー等でご活用ください

- 見本は無料で提供しています。(送料のみ負担)



A4サイズ 87頁

2009年度版 目次

- | | |
|---------------------|----------------------|
| I. 長寿高齢社会を生きる | (資料編) ワークシートなど |
| II. 生きがいの探求 | ●生涯生活設計、ライフプラン |
| III. セカンドライフの生活経済設計 | ニングの実行、選職基準チェックシート |
| IV. 高齢期の働き方 | ●高齢雇用継続給付金早見表、 |
| V. 退職にかかわる諸制度 | 定年退職前後の手続きスケジュール表 など |
| ○厚生年金・国民年金制度 | |
| ○雇用保険制度 | |
| ○医療保険・介護保険制度 | |
| VI. 退職者と税金 | |

- 研修会等で利用希望の際は、1冊300円にてご提供しています。

＜お問い合わせ・お申し込み先＞

全労済協会 調査研究部 (TEL 03-5333-5126)

スキルアップ研修会開催 ～第3回目は「税金」～

全労済協会では、退職準備教育研修会の受講者サポートネットワーク会員に対するフォローアップ企画として、「スキルアップ研修会」を9月16日(水)に開催しました。

第3回目は「税金～年末調整、確定申告に備えて」をテーマに、税理士として活躍されている関口邦興氏に、経験豊富な事例を交えながらご紹介いただきました。

当日は労働組合の役員・担当者など7名が参加し、まず、税務相談の基本的事項や留意点、税制改正や「相続」「贈与」など退職後に限らず知っておきたい知識のおさらい・リフレッシュ講義の後、参加者から事前に寄せられた「所得税」を中心とした質問への解説がありました。

その他、定額給付金は租税特別措置法により非課税の扱いであること、住宅ローン控除、保険料控除、医療費の

還付申告、退職後翌年の住民税の扱いなどの留意点等、参加者からの質問や経験談も交えながら、更に税に関する理解を深めることができました。

《最新情報や基本的事項は、国税庁HPをご参照ください》

<http://www.nta.go.jp/>

*税金全般について知りたい時は、資料「暮らしの税情報」がおすすめです。

国税庁HP→「パンフレット・手引き」から資料がダウンロードできます。

*「確定申告書作成コーナー」では、申告書も作成できます。

《受講者サポートネットワーク》とは、退職準備教育研修会(インストラクター養成講座)受講者のアフターフォローとして、継続的な情報提供や研修会開催など、受講後も引き続いてスキルアップや会員同士の交流をめざして活動しています。

客員研究員による研究報告会を開催

当協会では昨年11月から客員研究員2名を委嘱しており、保険と共済を巡る研究を進めています。そして、研究成果にもとづいて随時報告等を受けていますが、8月26日に当協会客員研究員2名による研究報告会を開催し、全労済関係者を含めて23名が参加しました。

今回のテーマは、「傷害保険契約の本質と新保険法」について桜沢隆哉客員研究員（早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程）から、「告知義務違反と重要事実」について千々松愛子客員研究員（内山アンダーライティング研究員）からそれぞれ報告を受け、質疑応答が行われました。

桜沢客員研究員からは、保険法において新設された傷害保険契約に関する規定を巡って、その歴史的経過

や「傷害」の定義をめぐる議論の紹介、関連する外国法制の比較検討、保険法の規定の概観が行われ、「傷害定額保険契約」と「傷害損害保険契約」の二つの類型以外の第三の類型の成長発展の余地にまで言及されました。

また、千々松客員研究員からは告知義務違反を巡る保険法の規定の全体像をふまえつつ、近年国際的にも注目を集めている「遺伝子情報」の利用の問題についても紹介され、告知義務法制が新たな局面を迎えていることが説明されました。

その後、報告会終了後も参加者から「責任開始期前発病不担保条項」に関連して、保険法の考え方や実務での運用のあり方を巡って追加質問が出されるなど、関心の大きさが伺えました。

第120回理事会・第27回評議員会および第121回・122回理事会報告

第15期役員改選、第6期評議員の選任および四役等を承認し、新役員体制が発足

9月14日、ホテルサンルートプラザ新宿において第120回理事会・第27回評議員会および第121回・122回理事会を開催しました。

第120回理事会の議事に入り、報告事項として業務報告（2009年6月1日～2009年8月31日）を行い確認されました。協議事項として、(1)「研究委員会・事業委員会の統合」は、これまでの研究委員会および事業委員会を統合し、運営委員会を設置することが承認されました。(2)「諸規程の改廃・新設」は、四役会議運営規程、顧問規程、審査委員会運営規程、裁定委員会運営規程の一部改定と委員会運営規則の廃止、運営委員会運営規程、参与規程の新設について提案を行い承認されました。

また、第27回評議員会では、業務報告の確認の後、「研究委員会・事業委員会の統合」、「諸規程の改廃・新設」について承認されました。任期満了に伴う「第15期役員改選」では、理事22名（13名再任、9名新任）、監事2名（再任）が選任されました。

つづいて、第15期役員による第121回理事会に入り、「四役の互選（別表参照）」が行われ、任期満了に伴う「第6期評議員の選任」では、評議員36名（22名再任、14名新任）が選任されました。また、「審査委員会委員（4名）の委嘱」、「裁定委員会委員（4名）の委嘱」、「運営委員

会委員（9名）の選任」について提案し、承認されました。

引き続き第122回理事会を開催し、「顧問の委嘱」では、退任した鷲尾悦也氏を新たに顧問に委嘱することを提案、「参与の委嘱」では、退任した加藤長久氏を参与に委嘱することを提案し、それぞれ承認されました。

【新四役】

役 職	氏 名	
理 事 長	高木 剛（たかぎ つよし）	新任
副理事長	石川 太茂津（いしかわ たもつ）	再任
専務理事	小池 正明（こいけ まさあき）	新任
常務理事	高桑 満昭（たかくわ みつあき）	再任
常務理事	西岡 秀昌（にしおか ひでまさ）	新任

【新任役員】



専務理事 小池正明



常務理事 西岡秀昌



暮らしの中の税④ 贈与税について(その2)

前は、贈与税の概要等について解説しましたが、今回は相続時精算課税制度の概要、相続財産を公益法人等に寄付(贈与)した場合等の取扱いにつきまして説明いたします。

Q1. 前回、贈与税の課税方法に「相続時精算課税」の方法があると説明を受けましたが、その概要について教えてください。

A1. 相続時精算課税は、平成15年度税制改正で次世代への資産移転の円滑化を促すために創設された制度です。制度の概要は、一定範囲の生前贈与については、軽減された贈与税

($\text{課税価格} - 2,500\text{万円 (特別控除)} \times 20\%$)

を支払います。その後、贈与者の相続が生じたときに、生前贈与財産と相続財産の合計額をもとに計算した相続税から、既に支払った贈与税を控除して精算する贈与税・相続税を通じた納税方式です。

一定範囲の生前贈与とは、贈与を受けた年の1月1日において、65歳以上の親(贈与者)から20歳以上の子である推定相続人(代襲相続人を含む)(受贈者)への生前贈与に限られます。この贈与者から受ける以後の贈与財産については、相続時精算課税により申告・納税することになります(暦年課税への変更ができません)。なお、住宅取得等資金の贈与では、贈与者が65歳未満の親でも特例として「相続時精算課税」及び「住宅資金特別控除1,000万円」の適用を受けることができます。

Q2. 相続財産を公益法人等に寄付(贈与)をした場合、贈与税との関係はどうなるのでしょうか。

A2. 相続税の非課税財産の一つに、相続、遺贈により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税申告書の提出期限までに国・地方公共団体・公益社団・財団法人等に贈与した場合、その贈与した財産の価額は相続税の課税価格に算入されません。ただし、贈与者又は親族等特別の関係にある人の相続税・贈与税の負担が不当に減少する結果になると認められる場合は、相続税の課税価格に算入されます。

一方、贈与を受けた公益社団・財団法人等については、贈与者等の相続税・贈与税の負担が、不当に減少しない場合には課税関係が生じませんが、不当に減少する場合には公益社団・財団法人等を個人とみなして贈与税が課税されます。

Q3. 預貯金の名義を子ども・孫等の第三者(子ども等)にした場合は、贈与税の課税対象となりますか。

A3. 両親等が、子ども等の将来に備えて、預貯金の口座名義を子ども等にした場合は、両親等から子ども等へ贈与があったものとして、贈与税の課税対象となります(贈与税の基礎控除110万円)。

平成13年4月1日以降、ペイオフ・個人情報保護法の実施に伴い、金融機関においては取引先の本人確認を厳格に行っており、やむを得ない場合を除き、預貯金の口座を第三者名義で開設するケースはないと思われます。

Q4. 配偶者へ住宅を贈与した場合の取扱いについて教えてください。

A4. 贈与税は相続税の補完税であり、配偶者間の贈与については生活保障の意図で行われること等から、婚姻期間が20年以上の配偶者から次の要件に該当する贈与をした場合、基礎控除(110万円)のほか配偶者控除(2,000万円)が贈与税の課税価格から控除されます。贈与税の配偶者控除の要件は、

- ① 国内にある専ら居住の用に供する土地、家屋等(以下「居住用不動産」という)の贈与が行われた場合または
 - ② 金銭の贈与をし、その金銭で①の居住用不動産を取得した場合で、その居住用不動産を翌年3月15日(贈与税の申告期限)までに受贈者の居住の用に供し、その後も引き続き居住の用に供すると認められる場合
- となります。

Q5. 贈与税の申告手続きについて説明願います。

A5. 贈与税の申告書は、贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までの間に、贈与を受けた者の住所地を所轄する税務署長に提出し、贈与税を納付します。なお、「Q1. 相続時精算課税制度」の適用を受けようとする受贈者は、贈与を受けた贈与税の申告期間内に「相続時精算課税選択届出書」を贈与者ごとに作成し、贈与税の申告書に添付して所轄税務署長に提出します。

(注) 贈与税の詳細は、国税庁ホームページの「税について調べる ― タックスアンサー ― 贈与税」等を参照して下さい。

(監修：税理士 関口邦興)



研究員の書棚から

『物語(エピソード)で読み解くリスクと保険入門』

(米山高生著 日本経済新聞出版社)



「リスクマネジメント」という言葉が脚光を浴びるようになって久しい。2006年より施行された会社法では、「情報の保存及び管理に関する体制」「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」などを整備することが企業に求められた。また、2007年に証券取引法から衣替えした金融商品取引法では、「内部統制報告書」の提出など、財務分野における

リスク管理体制の整備が新たに義務付けられるようになった(当該条項は「日本版SOX法」「J-SOX法」とも称される)。

リスクマネジメントは、法律、経済、会計、金融工学など幅広い専門領域を基盤としていることから、学術的にも会計学や金融工学など様々な分野が研究に乗り出しているが、リスクマネジメント研究を最も古くから牽引してきたのは紛れもなく「保険学」である。本書は、保険学におけるリスクマネジメント研究の第一人者が、「リスクから出発する保険論」を旗印に、リスクおよび保険の概念を解説したものである。タイトルが示すとおり、リスクと保険に関する様々な物語(エピソード)が文中に散りばめられており、この種の書籍にしては楽しみながら読み進めることができる。

第1部「リスク編」では、リスクおよびリスクマネジメントの概念を、イチロー選手や汚染米事件など身近な話題を引き合いに解説しており、分かり易い。しかし、著者がおそらく最も力を入れているのは、第2部「保険編」であろう。トピックこそ「保険と相互会社」「保険の経営史」「保険と文化」など一見すると教科書的だが、実際に目を通してみると、明治期から戦後にかけての保険業界の変遷が鮮やかに描かれており、保険業界のみならず共済事業に携わる者にとっても読み応えのある内容となっている。イソップ寓話を思わせる明治期の保険会社の広告、

獄中で設立が計画されたという帝国生命(現:朝日生命)、外資系カタカナ生保の国内参入は戦前に果たされていた—といった数々のエピソードが、当時の保険証書や保険広告など歴史的価値の高い写真・絵図とともに惜しげもなく披露されており、さながら歴史絵巻か展覧会かといった様相を呈している。こうした時代考証に関する博覧強記ぶりは、元来は保険経営史研究を専門とする著者の面目躍如であろう。

—とまあ、普通の書評ならばここで筆を置いても良いところだが、共済事業に携わる者としては、本書のエピローグ「保険募集の常識の再検討②」(200~201ページ)を無視するわけにはいくまい。ここでは、相互救済理念を過度に強調した保険募集に対する疑問が投げかけられているが、営利を目的とする民間保険会社はさておき、理念を常に重んじている(はずの)共済事業関係者としては、この問題提起をどのように受け止め、また、どのように返答すべきだろうか。ともあれ、リスクおよび保険の入門書としてだけでなく、民間保険会社の変遷をたどった後に共済事業のあり方について考察する上でも、有用な一冊である。

第1部 リスク編

(リスクとは何か、リスクの種類、リスクと歴史、なぜリスクマネジメントが必要なのか、リスクマネジメントの手法、つむじ曲がりのリスクマネジメント)

第2部 保険編

(保険需要の考え方、保険の価格について、経済資本、保険と相互会社、買う側の論理と売る側の論理、保険の経営史、保険と文化)

第3部 エピローグ

(アメリカの医療保険と日本の医療保険、保険募集の常識の再検討①、保険募集の常識の再検討②、保険家族会議のすすめ、エピローグのエピローグ)

(文責: 調査研究部 谷内陽一)

全労済協会からのお知らせ

▶全労済協会当面のスケジュール

日 時	内 容	主 な 議 題 など
10月15日(木)~16日(金)	2009年秋期退職準備教育研修会	於: 全労済会館会議室(東京・代々木)
10月26日(月)	第12回「希望のもてる社会づくり研究会」開催	有識者ヒアリング、意見交換など
10月30日(金)	第1回 運営委員会	・委員長の互選 ・シンクタンク事業に関わる協議

全労済協会だより vol.33 2009年10月

発行: **全労済協会**
(財)全国勤労者福祉・共済振興協会
発行人: 高木 剛 編集責任者: 西岡 秀昌

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階
☎03-5333-5126(代表) ☎03-5351-0421 《URL》<http://www.zenrosaikyokai.or.jp>